



(その2)

審 査 請 求 書

令和5年10月24日

常滑市議会議長 殿

代表請求議員の氏名 常滑市議会議員 加藤 久豊
常滑市議会議員 伊藤 史郎

常滑市議会議員政治倫理条例第5条の規定に基づき、下記のとおり審査を請求します。

記

1 政治倫理基準に違反する行為があると認められる議員の氏名

井上恭子 議員

2 政治倫理基準に違反する行為があると認められる事項

(1) 該当条項

常滑市議会議員政治倫理条例第3条第6号に規定する「公人としての発言又は情報発信は、確たる事実に基づいて行うこととし、虚偽の事実を適示することによって他人の名誉を毀損する行為」及び同条第7号「議員としての品位と名誉を損なう行為」を行った。

(2) 内容

- ① 事実関係調査委員会で明らかになった、告訴を示唆した事前抑圧行為に関する事項
- ② 事実関係調査委員会で明らかになった、井上恭子議員管理のFacebookへの自身による投稿内容及び議員個人や議会に対する誹謗中傷事項

3 添付書類

(1) 審査請求議員名簿

(2) 政治倫理基準に違反する行為を証する資料

議長諮問機関として設置され、調査してきた「事実関係調査委員会」の報告書(令和5年10月24日付)を資料として提出します。



